

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)低所得者等支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (3)低所得者等追加支援給付金の支給事務
③システムの名称	1. 各支援給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
価格高騰重点支援給付金ファイル、低所得者等支援給付金(非課税、均等割のみ課税、こども加算、調整給付)ファイル、低所得者等追加支援給付金(非課税、こども加算、不足額給付)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部福祉総務課 電話048-524-1111 内線493
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

本人確認書類としてマイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）の面の提出を受けた場合、速やかにシュレッダー処分を行っている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	令和5年3月22日開催の物価・賃金・生活総合対策本部において、	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	低所得世帯（住民税非課税世帯等）	低所得世帯（住民税非課税世帯）	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	1世帯3万円	追加的に拡大することが盛り込まれ、1世帯当たり7万円	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	3万円を支給する事業である	7万円を支給する事業である	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	基準日（令和5年6月1日）	基準日（令和5年12月1日）	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	（住民税非課税世帯）	（住民税非課税世帯。ただし、住民税均等割課税者からの被扶養世帯は除く。）	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	I 1.② 事務の概要	・上記のほか、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）	削除	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	II 1.対象人数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	市の事業方針決定に基づく
令和5年12月19日	II 2.取扱者数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	評価書名	価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 1.①事務の名称	価格高騰重点支援給付金給付事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 1.② 事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、追加的に拡大することが盛り込まれ、1世帯当たり7万円を目安に支給することとされた。左記の内容を踏まえ、以下の支給対象者に対し、7万円を支給する事業である。 【支給対象者】 ・基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯。ただし、住民税均等割課税者からの被扶養世帯は除く。） 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】 対象者の抽出にあたり、令和5年度分の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)低所得者等支援給付金の支給事務	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 1.③システムの名称	1. R5価格高騰重点支援給付金システム	1. 各支援給付金システム	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 2.特定個人情報ファイル名	価格高騰重点支援給付金ファイル	価格高騰重点支援給付金ファイル、低所得者等支援給付金（非課税、均等割のみ課税、こども加算）ファイル	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の101の項 ・番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年3月28日	I 4.②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2の121の項 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第59条の4	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年7月19日	I 1.②事務の概要	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年7月19日	I 3.個人番号の利用	番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項	番号利用法第9条第1項 別表の135の項	事後	法改正による
令和6年7月19日	I 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	法改正による
令和6年7月19日	I 4.②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	法改正による
令和6年7月19日	II 1.対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	市の事業方針決定に基づく
令和6年7月19日	II 2.取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	市の事業方針決定に基づく

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)低所得者等支援給付金の支給事務	(2)低所得者等支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】	事後	
令和6年12月25日	I 2.特定個人情報ファイル名	、低所得者等支援給付金（非課税、均等割のみ課税、こども加算）	、低所得者等支援給付金（非課税、均等割のみ課税、こども加算、調整給付）	事後	
令和6年12月25日	IV8. 人手を介在させる作業		十分である 本人確認書類としてマイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）の面の提出を受けた場合、速やかにシュレッダー処分を行っている。	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV9. 監査	IV8. 監査	IV9. 監査	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV10. 従業者に対する教育・啓発	IV9. 従業者に対する教育・啓発	IV10. 従業者に対する教育・啓発	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	法改正による
令和7年1月24日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	(3)低所得者等追加支援給付金の支給事務	事前	市の事業方針決定に基づく
令和7年1月24日	I 2.特定個人情報ファイル名	追記	低所得者等追加支援給付金（非課税、こども加算、不足額給付）ファイル	事前	市の事業方針決定に基づく
令和7年1月24日	II 1.対象人数	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事前	市の事業方針決定に基づく
令和7年1月24日	II 2.取扱者数	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事前	市の事業方針決定に基づく